

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成23年6月10日京都市条例第5号）（総合企画局政策企画室）

地方自治法の一部改正に伴い、京都市市税条例ほか2条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行することとしました。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成23年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第68条第3項本文中「, 地方開発事業団」を削る。

(京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部改正)

第2条 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法」に、「に規定する」を「の規定に基づき定めた」に、「具体化する」を「実現する」に、「施策及び事業に係る計画」を「計画で, 市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの」に改める。

(京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部改正)

第3条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法」に、「に規定する」を「の規定に基づき定めた」に改める。

附 則

この条例は, 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

(総合企画局政策企画室)